

2 基本目標と施策の展開

基本目標 I

男女共同参画意識が定着したまちづくり

男女共同参画社会とは、誰もが性別にかかわらず、互いの人権を尊重し合い、個性と能力を発揮して、多様な生き方を選択できる社会です。

しかし、今なお「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識⁽¹⁾や「男らしさ」「女らしさ」といった固定観念により、家庭や地域、働く場においてさまざまな男女間の不平等が残っています。

こうした状況を改善するために、市、市民、事業者、教育関係者が協働して男女共同参画を推進します。

仕事も家事も子育ても、お互いに支え合って、自分のやりたいことができるといいね。



基本施策 1

男女共同参画社会への理解の促進

すべての人へ男女共同参画の意識づくりの機会を増やすため、学習機会の提供や情報発信を行います。

(岸和田市男女共同参画推進条例 第1・4・9・12・15条)

施策の方向① 市民団体等における男女共同参画の促進

	内容	担当課
1	地域活動における男女共同参画の促進のための情報提供や学習機会の提供	自治振興課 人権・男女共同参画課 関係各課
2	男女がともに担う地域活動の推進	自治振興課 人権・男女共同参画課 関係各課
3	市民団体における男女共同参画の促進のための情報提供や学習機会の提供	人権・男女共同参画課 関係各課

施策の方向② 男性の家事・育児・介護への参画促進

	内容	担当課
4	家事・育児・介護に取り組む男性グループへの活動支援	人権・男女共同参画課 生涯学習課
5	男性への家事・育児・介護のための学習機会の提供	人権・男女共同参画課 健康推進課 介護保険課 生涯学習課 図書館
6	市職員の男性の育児休業の取得促進	人事課 人権・男女共同参画課
7	市職員の出産補助休暇の取得促進	人事課 人権・男女共同参画課
8	事業所に対する男性の家事・育児・介護への参画に関する啓発	人権・男女共同参画課 産業政策課

施策の方向③ 男女共同参画の意識づくりのための情報の収集・提供

	内容	担当課
9	図書・DVDの充実と有効活用	人権・男女共同参画課 図書館
10	国の動向・新たな制度等についての情報発信	人権・男女共同参画課
11	男女共同参画の視点からの市の広報物に関するガイドラインの作成	広報広聴課 人権・男女共同参画課
12	市民意識調査の実施	人権・男女共同参画課
13	小・中・高校生への意識調査の実施	人権・男女共同参画課 産業高校学務課 人権教育課



施策の方向④ 性別による固定的な役割分担意識⁽¹⁾の払拭に向けた啓発

	内容	担当課
14	性別による固定的な役割分担意識の払拭のための学習機会の提供と充実	人権・男女共同参画課 生涯学習課
15	ライフステージに応じた啓発	人権・男女共同参画課 福祉政策課 健康推進課 介護保険課 人権教育課 生涯学習課
16	市職員・指定管理者等、施設運営に関わる人への学習機会の提供	人権・男女共同参画課 施設所管課
17	事業所への学習機会の提供	人権・男女共同参画課 産業政策課
18	性別による固定的な役割分担意識を助長する表現の見直し	人権・男女共同参画課 関係各課

基本施策 2 男女共同参画を推進する体制等の充実

市、市民、事業者、教育関係者の協働により男女共同参画を推進するとともに、岸和田市男女共同参画推進本部、岸和田市男女共同参画推進審議会による進行管理を行い、推進状況を明確にします。また、本計画の進行管理によって明らかになった課題を、計画の見直しに活かしていきます。

(岸和田市男女共同参画推進条例 第4・10・14・16条)

施策の方向① 男女共同参画推進体制の充実

	内容	担当課
19	市・市民・事業者・教育関係者による推進体制の整備	人権・男女共同参画課 関係各課
20	男女共同参画推進本部による推進体制のさらなる充実	全課

施策の方向② 市職員の男女共同参画意識の向上

	内容	担当課
21	市職員の意識の向上	人事課 人権・男女共同参画課 全課
22	各課で男女共同参画を推進するリーダーの育成	人権・男女共同参画課 全課
23	研修の充実と参加促進	人事課 人権・男女共同参画課

施策の方向③ 男女共同参画センターの機能充実

	内容	担当課
24	学習機会の提供と充実	人権・男女共同参画課
25	情報発信の拡充	人権・男女共同参画課
26	相談機能の強化	人権・男女共同参画課
27	登録グループの育成・支援	人権・男女共同参画課

施策の方向④ 男女共同参画推進プランの進行管理

	内容	担当課
28	検証方法を含めた実施計画の立案	全課
29	男女共同参画推進本部による進行管理	人権・男女共同参画課
30	男女共同参画推進審議会による進行管理	人権・男女共同参画課



岸和田市立男女共同参画センター

基本施策 3

さまざまな教育の場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現において、子どもたちへの教育は重要です。子どもたちが自らの生き方を主体的に選択することができるように、子どもたちはもちろんのこと、教育関係者や保護者など子どもに関わる人が男女共同参画の意識をもっていることが大切です。学校教育の場でも家庭や地域でも男女共同参画の視点のある、教育が行われることが必要です。

(岸和田市男女共同参画推進条例 第7・13条)



施策の方向① 多様な生き方を認める学校教育の充実

	内容	担当課
31	小・中・高校での男女共生教育の充実	産業高校学務課 学校教育課 人権教育課
32	性別による固定的な役割分担意識 ⁽¹⁾ にとらわれない進路指導・キャリア教育	産業高校学務課 学校教育課 人権教育課

施策の方向② 学校園における意識づくり

	内容	担当課
33	性別による固定的な役割分担意識 ⁽¹⁾ の解消	人権・男女共同参画課 人権教育課
34	教職員・保育士への学習機会の提供	人権・男女共同参画課 子育て施設課 教育総務部総務課 人権教育課

施策の方向③ 家庭や地域における意識づくり

	内容	担当課
35	保護者への学習機会の提供	人権・男女共同参画課 人権教育課 生涯学習課
36	地域で子どもに関わる人への学習機会の提供	人権・男女共同参画課 関係各課